

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 県営土地改良事業計画を定めた件 二四
- 地籍調査の成果について認証した件四件 二四
- 道路の区域を変更する件二件 二四
- 道路の供用を開始する件 二四
- 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期等を告示する件 二四

公 告

- 一般競争入札を行う件 二四
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 二四
- 県営土地改良事業の工事が完了した件六件 二四
- 公募型プロポーザル方式により契約の相手方を特定する件 二五
- 福島県教育委員会
- 博物館の登録を抹消した件 二五
- 正 誤
- 平成二十年四月四日付け定例第九百六十七号中二件 二五

告 示

福島県告示第二百九十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、菅波地区に係る県営湛水防除事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年四月十一日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年四月十四日から(二十四日間)

同 年五月七日まで
縦覧の場所
いわき市役所

(農村計画課)

福島県告示第二百九十三号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、東白川郡塙町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十年四月十一日

福島県知事 佐藤雄平

一 調査を行った者の名称

塙町

二 成果の名称

東白川郡塙町大字東河内の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第二百九十四号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、耶麻郡磐梯町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十年四月十一日

福島県知事 佐藤雄平

一 調査を行った者の名称

磐梯町

二 成果の名称

耶麻郡磐梯町大字磐梯及び更科の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第二百九十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、耶麻郡磐梯町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十年四月十一日

福島県知事 佐藤雄平

一 調査を行った者の名称

磐梯町

二 成果の名称

耶麻郡磐梯町大字更科の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第二百九十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、耶麻郡西会津町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
平成二十年四月十一日

- 一 調査を行った者の名称
西会津町
耶麻郡西会津町上野尻の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿
- 二 成果の名称
耶麻郡西会津町上野尻の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第二百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十年四月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年四月十一日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 敷地の幅員 (メートル)	変更後 敷地の幅員 (メートル)
一般国道 四五九号	二本松市上長折字鈴木 内二三二番一地从ら 同 市上長折字加藤 木二二番地先まで	一九・五	六八・〇
		三四・〇	六八・〇
		二三・〇	六八・〇
		三七・二	六八・〇

（道路計画課）

福島県告示第二百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所平成二十年四月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年四月十一日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 敷地の幅員 (メートル)	変更後 敷地の幅員 (メートル)
		敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道熱塩 加納山都 西会津線	喜多方市山都町朝倉字 北向乙三三二六番一 先から	平成二〇年 四月一日
	同 市山都町朝倉字 北向乙三三二六番一 先まで	

（道路計画課）

福島県告示第二百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所平成二十年四月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年四月十一日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道熱塩加納山都 西会津線	喜多方市山都町朝倉字北向乙三三二六番一 先から	平成二〇年 四月一日
	同 市山都町朝倉字北向乙三三二六番一 先まで	

（道路計画課）

福島県告示第三百号

福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）第二百四十五条及び第二百六十四条第一項の規定により、平成二十年度において福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期等は、次のとおりである。

なお、福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期等を告示する件（平成十九年福島県告示第六百六十号）に基づいて入札参加資格を有すると認定されている者は、この告示による申請は要しない。
平成二十年四月十一日

福島県知事 佐藤雄平

第一 競争入札に参加することができない者

次の一から八までのいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、

競争入札に参加することができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

二 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後二年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

1 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

2 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

3 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

4 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり当該職員職務の執行を妨げた者

5 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者

6 1から5までのいずれかに該当する事実があった後二年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

三 法令の規定により営業に關し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者

四 工事若しくは製造の請負の契約又は物品の買入れその他の契約に關して保証をした者が故意にその義務を免れた場合において、その事実があった日から二年を経過していない者

五 競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）の審査に關する申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者

六 県税を滞納している者

七 消費税又は地方消費税を滞納している者

八 審査基準日（知事が定める資格の審査の基準となる日という。）の属する営業年度の前営業年度において業としての物品の販売又は修繕の実績のない者

第二 競争入札に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、知事に資格の審査を申請し、申請日の直前二年の各営業年度における業としての物品の販売又は修繕の実績及び主要な取扱品目について製造業、販売業又は修繕業の区分に応じ審査を受け、資格を有する者（以下「入札参加有資格者」という。）として認定された者とする。

第三 資格の審査の申請方法

資格の審査を受けようとする者は、所定の物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に申請日の直前一年の各営業年度の財務諸表その他知事が定める書類を添えて知事に申請しなければならぬ。

第四 資格の審査の申請の時期

申請は、随時に受け付ける。

第五 申請書の提出先

申請書は、福島県出納局入札用度課又は福島県地方振興局出納室に提出すること。

第六 申請書の用紙等の入手方法

申請書及び所定の添付書類の用紙等の入手方法は、福島県出納局入札用度課（郵便番号九六〇―八六七〇）福島県福島市杉妻町二番十六号 電話〇二四―五二一―七五六三）、福島県中地方振興局出納室（郵便番号九六三―八五四〇）福島県郡山市麓山一丁目一番一号 電話〇二四―九三五―一四七二）、福島県南地方振興局出納室（郵便番号九六一―〇九七一）福島県白河市字昭和町二百六十九番地 電話〇二四八―二三―一六五四）、福島県会津地方振興局出納室（郵便番号九六五―八五〇一）福島県会津若松市追手町七番五号 電話〇二四―二九―一五四七二）、福島県南会津地方振興局出納室（郵便番号九六七―〇〇〇四）福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲四千二百七十七番地一 電話〇二四―一六二―一五三五二）、福島県相双地方振興局出納室（郵便番号九七五―〇〇三一）福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地 電話〇二四四―二六一―一三〇二）又は福島県いわき地方振興局出納室（郵便番号九七〇―一八〇二六）福島県いわき市平字梅本十五番地 電話〇二四六―二四―一六〇四三）に問い合わせること。

第七 申請書等の作成に用いる言語等

一 申請書及び申請日の直前一年の各営業年度の財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の添付書類で外国語で記載されたものには、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

二 添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率の例により日本国通貨に換算して、記載すること。

第八 資格の審査の結果の通知

資格の審査の結果は、郵送により申請者に通知する。

第九 物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿への登録

第二による審査の結果に基づき、入札参加有資格者として認定された者については、別表の営業種目ごとにその氏名又は名称その他必要な事項を物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録するものとする。

第十 資格の有効期間

資格の有効期間は、当該資格が認定された日（工事に係る建材・資材に係る資格にあっては、当該資格が認定された日又は平成二十一年四月一日のいずれか遅い日）から平成二十二年三月三十一日までとする。

第十一 変更の届出

入札参加有資格者は、次の事項について変更があったときは、速やかに、その内容を所定の用紙により届け出なければならない。

一 商号又は名称

二 代表者の氏名

三 住所又は所在地

四 その他特に事業の内容に変更を生じさせる事項

第十二 資格の取消し

入札参加有資格者が第一の一から五までのいずれかに該当するに至ったときは、資

格を取り消すことがある。

第十三 資格の有効期間の更新手続

資格の有効期間の更新をしようとする者は、平成二十一年度中に資格等について告示する予定であるので、その告示に基づき申請書を提出すること。

第十四 この告示に関する問い合わせ先

福島県出納局入札用度課(郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号 電話〇二四―五二一―七五六三)

別表

営業種目

- 印刷製本類 文房具・事務機器類 コンピュータ類 印章類 用紙類 医療・福祉機器類 医薬品・衛生材料類 写真用品類 理化学機器類 電気・通信機器類 車両・船舶類 (二輪車を含む。) 建設機器類 農畜生産機器類 水産機器類 工作機器類 自動販売機・発券機類 燃料・油脂類 衣料・寝具類 日用雑貨類 百貨 食料品類 農林水産資材類 建材・資材類 楽器・音楽用品類 美術・工芸品類 運動用品類 書籍 時計・貴金属類 車両・船舶部品類 消防資材器具類 靴・かばん類 教育機器・教材類 業務用厨房機器類 冷暖房衛生器具類 動物 警察用機器類 家具・木工具・室内装飾品類 看板・標識類 自動車修繕 その他の修繕 その他 (入札用度課)

公 告

公告第183号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県インターネットシステム構築施工業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成20年4月11日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の件名及び数量 福島県インターネットシステム構築施工業務一式
 - (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 委託期間 契約締結日から平成21年3月31日まで。
 - (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、当該入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 他の都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市において、公開クエブサーパシシステム又はメールサーパシシステムの設計、開発及び運用の業務を行った実績を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書を平成20年5月12日(月)午後5時までに次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。
郵便番号960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号

福島県企画調整部情報統計総室情報政策課

電話024-521-7135

電話024-521-7135

4 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書及び申請書等を配布する。

(1) 配布期間 平成20年4月11日(金)から同月25日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙100枚程度が入る大きさで、390円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、平成20年4月25日(金)午後5時までに3に掲げる場所まで請求すること。

5 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時 平成20年4月21日(月)午後1時30分

(2) 場所 福島県庁東分庁舎2階202会議室 福島県福島市杉妻町2番16号

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 平成20年5月28日(水)午後1時30分

(2) 場所 福島県自治会館3階301会議室 福島県福島市中町8番2号

(3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成20年5月27日(火)午後5時までに次に掲げる場所に必着のこと。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県企画調整部情報統計総室企画調整課

電話024-521-7108

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合には、入札保証金の全額又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全額又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に、消費税課税対象額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の消費税に相当する金額を控除した額を入札書に記載するとともに、消費税の課税対象額を明記すること。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature of the product and service to be procured : Internet System I set

(2) Time - Limit of tender (by hand) : 1 : 30 p.m., 28 May, 2008

(3) Time - Limit of tender (by mail) : 5 : 00 p.m., 27 May, 2008

(4) Contact point for the notice : Information Policy Division, Planning and Coordination Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma - cho, Fukushima City, Fukushima, 960-8670 Japan, Tel.024-521-7135

(情報政策課)

公告第百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十年四月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

白河市土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所

理事 篠宮 四郎 白河市白坂皮籠一三四番地

(農村計画課)

公告第百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、天井沢地区に係る県営経営体育成基盤整備事業の工事は平成二十年三月二十五日完了したので公告する。

平成二十年四月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

公告第百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、奥会津地区に係る県営中山間地域総合整備事業の工事は平成二十年三月二十七日完了したので公告する。

平成二十年四月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

公告第百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、豊州地区に係る県営一般農道整備事業の工事は平成十六年十一月十七日完了したので公告する。

平成二十年四月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

公告第百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、八百刈地区に係る県営ため池等整備事業の工事は平成十八年七月二十日完了したので公告する。

平成二十年四月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

公告第百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、豊岡地区に係る県営ため池等整備事業の工事は平成十八年十一月三十日完了したので公告する。

平成二十年四月十一日

公告第九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、平下地区に係る県営ため池等整備事業の工事は平成十九年十一月二十八日完了したので公告する。

平成二十年四月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

（農村計画課）

福島県知事 佐藤 雄平
（農村計画課）

公告第九十一号

河川等施設維持管理計画策定業務について、公募型プロポーザル方式により委託者を特定するので、次のとおり公告する。

平成二十年四月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 業務の概要

- 1 業務名 河川等施設維持管理計画策定業務
- 2 業務内容 河川管理施設及び海岸保全施設である水門、樋門、樋管及び陸こうにおける構造物（コンクリート部は除く。以下「河川等施設」という。）の更新について、施設ごとの管理手法を明確にし、維持管理に要する費用の平準化及び低減を図り、計画的及び効率的な施設の維持管理を実施するための、河川等施設維持管理計画の策定
- 3 業務の仕様等 河川等施設維持管理計画策定業務プロポーザル仕様書による。
- 4 履行期間 契約締結の日から平成二十一年三月十九日（木）まで

二 河川等施設維持管理計画策定業務公募型プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）の配布期間等

- 1 配布期間 平成二十年四月十一日（金）から同年五月十六日（金）まで（土曜日、日曜日、同年四月二十九日（火）、同年五月五日（月）及び同月六日（火）を除く。）の午前九時から午後五時まで
- 2 配布場所 郵便番号九六〇―八六七〇 福島市杉妻町二番十六号
福島県土木部河川港湾総室河川整備課
電話〇二四―五二―一七四八三

- 3 配布方法 配布場所において手交し、又は郵送する。ただし、郵送による配布を希望する場合は、郵送する封筒の表に「河川等施設維持管理計画策定業務公募型プロポーザル募集要領等請求用封筒在中」と明記し、あて先明記の返信用封筒（日本工業規格A列四番の大きさの用紙が十枚程度入る大きさのものに百四十円分の郵便切手をはったもの）を同封して簡易書留郵便で請求することとし、平成二十年五月十六日（金）までの消印のあるものに限り有効とする。

なお、募集要領については、手交し、又は郵送するほか、福島県土木部河川港湾総室河川整備課ウェブページ（<http://www.pref.fukushima.jp/kasen/seitop/index.htm>）からダウンロードして入手することができます。

三 参加表明・提案書の提出

- 1 提出期間 平成二十年四月十一日（金）から同年五月二十三日（金）まで（土曜日、日曜日、同年四月二十九日（火）、同年五月五日（月）及び同月六日（火）を除く。）の午前九時から午後四時まで
- 2 提出場所 二の二に掲げる場所と同じ。
- 3 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送による場合は、平成二十年五月二十三日（金）まで必着とする。

四 質問書

- 参加表明・提案書の作成又は提出に関し疑義があるときは、次に定めるところにより質問書を提出し、回答を受けることができる。
- 1 提出期間 平成二十年四月十一日（金）から同月二十五日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後四時まで
 - 2 提出場所 二の二に掲げる場所と同じ。
 - 3 提出方法 持参、郵送又は電子メールによる。ただし、電子メールによる場合は電話で必ず送信確認を要することとし、郵送による場合は平成二十年四月二十五日（金）まで必着とする。
 - 4 電子メールのあて先 kasenseibi@pref.fukushima.jp
 - 5 回答 質問書に対する回答は、平成二十年五月七日（水）から同月二十三日（金）までの間、福島県土木部河川港湾総室河川整備課ウェブページに掲載するほか、希望者には二の二に掲げる場所において回答書を手交する。

五 参加資格に関する事項

- 参加表明・提案書を提出することができる者は、次に掲げる条件のすべてを満たす者とする。
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 福島県の平成十九・二十年度工事等請負有資格者名簿（測量等）（発注種別が土木設計又は調査のものに限る。）に登録されている者であること。
 - 3 この公告の日から提案審査の日までに福島県から指名停止を受けていない者であること。
 - 4 管理技術者、担当技術者及び照査技術者は、技術士（建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋又は鋼構造及びコンクリート部））又はRCCM（河川、砂防及び海岸・海洋部門又は鋼構造及びコンクリート部）の資格を有すること。
 - 5 この公告の日から過去五年間に、国、地方公共団体若しくは独立行政法人土木研究所から社会資本のアセットマネジメントに関連する業務を受注した実績がある者又は当該業務について研究開発に取り組んでいる者であること。
 - 6 この業務に係る管理技術者及び担当技術者が常駐する本店、支店、営業所等が青

- 六 森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉
県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県又は長野県にある者であること。
- 七 五の参加資格のない者のした提案は、無効とする。
- 八 提案の無効
- 七 選定基準及び選定の方法
- 一 審査事項

募集要領に基づく提案書等の提出書類による審査を行い、そのうちから上位五者
程度をヒアリング要請者として選定した後、当該選定された者について提出書類及
びヒアリングにより本業務に関する提案を審査し、最も優れた提案者及び次点者を
特定する。

2 結果通知

- (一) 1により特定された者には、その旨を書面により通知する。
- (二) 特定されなかった者には、審査結果を書面により通知する。

八 その他

1 契約の締結 七の1により最も優れた提案者として特定された者と業務委託契約
の締結交渉を行う。

なお、その者が地方自治法施行令第六十七條の四の規定のいずれかに該当する
こととなった場合は、契約の締結を行わないことがある。この場合は、七の1によ
り次点者として特定された者と当該業務委託契約の締結交渉を行う。

2 その他 詳細は、募集要領による。

(河川整備課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第七号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十五条第二項の規定により、次の博
物館に係る登録を抹消した。

平成二十年四月十一日

福島県教育委員会

名 称	所 在 地	設置者の住所及び名称	登録抹消年月日
福島県歴史資 料館	福島市春日町五番五四 号	福島市杉妻町二番一六 号 福島県教育委員会	平成二〇年四月 一日

(社会教育課)

正 誤

ページ	段 行	正	誤
-----	-----	---	---

○平成二十年四月四日付け定例第九百六十七号中

一三三二	下	一〇	福島県規則第六十五号	福島県規則第六十六号
一三七	下	後ろか ら四	字向四五番地の一	字向四五番の一